

加賀市近未来技術実証ワンストップセンター事業実施要綱

令和7年4月16日

告示第48号

(趣旨)

第1条 この告示は、自動車の自動運転、無人航空機、AI・IoT技術等の近未来技術を活用した実証事業(以下「実証事業」という。)を推進するため、市内において実証事業を実施しようとする者に対し、国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第37条の7の規定に基づき、必要な手続に関する情報の提供、相談、助言その他の援助を行うことを目的として設置する加賀市近未来技術実証ワンストップセンター(以下「センター」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(支援対象)

第2条 支援の対象は、加賀市内に本店、支店、事業所等を持つ企業、大学、研究機関その他団体及び市と連携協定を締結している企業、大学、研究機関その他団体(以下「実施主体」という。)とする。

(支援内容)

第3条 センターは、次の各号に掲げる支援を行うものとする。

(1) 実証事業に必要な手続に関する相談対応(関係機関への確認を含む。)

(2) 次に掲げる関係者及び関係機関への情報提供及び調整

ア 自動車の自動運転に関する公道実証事業に関する警察、道路管理者及び北陸信越運輸局への事前連絡及び調整

イ 電波法(昭和25年法律第131号)に基づく特定実験試験局制度の利用に関する北陸総合通信局との調整

ウ 実証事業の場となる道路、土地又は施設の管理者との連絡調整

エ 実証事業の実施に係る地元関係者への周知及び連絡調整

オ その他実証事業の実施に必要な情報提供及び連絡調整

(3) 国家戦略特別区域制度を活用した規制緩和に係る相談対応

(4) その他実証事業の実施に必要な支援

2 センターは、必要に応じ、実施主体に対して、関係機関を集めた説明の場への出席、関係機関への同行又は関係機関との個別調整を求めることができる。

(支援を受けるための手続)

第4条 前条第1項(第2号アを除く。)の支援を受けようとする実施主体は、別表第1に掲げる事項を記載した事業計画書及び関係書類をセンターへ提出するものとする。

2 前条第1項第2号アの支援を受けようとする実施主体は、別表第2に掲げる事項を記載した事業計画書及び関係書類をセンターへ提出するものとする。

3 センターは、実施主体から提出のあった第1項又は前項の規定による事業計画書(以下「計画書」という。)の内容を確認し、必要に応じて、実施主体に対して実証事業の内容の見直しや再検討を求めることができる。

4 センターは、計画書の内容に不備がないことを確認し、関係機関との調整及び関係機関への情報提供を行うものとする。

5 センターは、前項の規定による関係機関との調整の結果を当該実施主体に伝達するものとし、当該調整を踏まえ計画書の内容の見直しや再検討を求めることができる。

6 実施主体は、実証事業の結果について、その終了後1月以内に報告書をセンターへ提出するものとする。

(電子情報処理組織を用いた申請等)

第5条 この告示の規定により書面ですることとされている、前条に規定する計画書及び報告書の提出については、当該規定にかかわらず、電子情報処理組織(市の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用する方法により行わせることができる。

2 前項の場合における申請及び通知に係る手続は、加賀市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則(令和3年加賀市規則第3号)の規定の例による。

(留意事項)

第6条 実施主体は、実証事業を実施するに当たっては、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

(1) 実証事業に要する費用は、実施主体が負担すること。

(2) 実証事業を実施するに当たっては、関係機関及び関係者等との調整が終了した後に行うこと。この場合において、当該関係機関及び関係者等からの苦情及び紛争は、実施主体が処理すること。

(3) 実証事業を実施するに当たっては、法令等を遵守すること。

- (4) 実証事業を実施するに当たっては、安全に十分配慮すること。この場合において、事故等が発生したときは、実施主体がその責任を負うこと。
- (5) 実証事業を実施するに当たっては、賠償責任保険に加入する等、適切な賠償能力を確保すること。
- (6) 天災地変等により実証事業の安全の確保が困難であるときは、当該実証事業を中止すること。

(運営体制)

第7条 センターにセンター長及び事務責任者を置く。

- 2 センター長は、先端技術の実証事業担当部長を、事務責任者は、先端技術の実証事業担当課の職員のうちからあらかじめセンター長が指名する者をもって充てる。
- 3 センターの庶務は、先端技術の実証事業担当課において処理する。
- 4 センターの利用時間は、午前9時から午後5時までとする。
- 5 センターの休業日は、加賀市の休日を定める条例(平成17年加賀市条例第2号)第1条第1項に規定する市の休日とする。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、令和6年10月25日から適用する。

別表第1(第4条関係)

項目	記載上の留意事項
1 目的	
2 実証事業の概要	
3 実証事業の実施期間	計画工程表を添付すること。
4 実証事業の実施場所	地図を添付すること。
5 実証事業の実施方法	
(1) 実証事業の方法	
(2) 使用機材等	
(3) 実施体制	運転操作者、責任者、安全確認等の役割のほか必要事項を記載すること。
(4) 安全確保措置の内容等	
(5) その他必要と認める事項	
6 緊急時の連絡先	責任者及び担当者の所属、氏名、携帯電話番号等を記載すること。
7 添付書類	
(1) 関係法令の規定に基づく許可証等の写し	取得済の場合のみ
(2) その他必要と認める書類	
8 必要な支援等の内容	

備考

必要に応じて、別添にて図・写真等を添付すること。

別表第2(第4条関係)

項目	記載上の留意事項
1 目的	
2 実証事業の概要	
3 実証事業の実施期間	計画工程表を添付すること。
4 実証事業の実施場所	地図(走行ルートを明記したもの)を添付すること。
5 実施体制	運転者、責任者、安全確認等の役割のほか必要事項を記載すること。
6 実証事業で使用する車両	車両番号を記載すること。
7 自動走行システムの機能概要	
8 安全確保措置の内容等	
9 緊急時の連絡先	責任者及び担当者の所属、氏名、携帯電話番号等を記載すること。
10 必要な支援等の内容	
11 その他必要と認める書類	

備考

必要に応じて、別添にて図・写真等を添付すること